

# CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 102

1999年2・3月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

## 地方自治法改正一括法案の審議は入念に

事務局長 並河 信乃

### 一括法の丸飲みは避けよ

地方自治法改正案およびそれに伴う関連法一括改正法案「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法案」が3月26日、閣議決定され、国会に提出された。

地方自治法本法の改正だけでも大幅なものであるが、さらにこの一括法案は自治法改正も含め475本の法律の改正を一本にまとめた膨大なものである。一部を除いて来年の4月1日から施行が予定されており、そのためには今国会で速やかに仕上げることが必要だというのが法案提出側の意向である。国会では、衆参両院とも、特別委員会を設置して一括審議する方針のようである。

しかし、これはあまりにも拙速ではないかと思う。自治法本法の改正案については、このニュース1月号に島田氏が問題点を指摘しており、それだけでもかなり徹底した審議が必要であると思われるのに、この475本の法律を束ねた改正案の審議は、一層、時間がかかるはずである。なにも来年4月から実施する必要はない。

もちろん、機関委任事務を廃止するだけの事務的なことであるならば、都道府県知事とか市町村長と書いてある条文を都道府県とか市町村に書き直すだけで済む。これだけの改正ならば、475本である

うとも1万本であろうとも、大した問題ではない。しかし、この一括法案の内容は、単なる字句の置き換えでは済まない問題が多く含まれているのである。

国会では十分時間を掛けて、悔いの残らないような審議を行うべきである。時間がないからといって丸飲みするような愚は絶対に避けるべきである。

### 上下・主従関係は改まったか

今回の自治法改正は、国と地方との関係を従来の上下・主従関係から対等・協力関係に改めることが基本的な理念である。その手段として、知事や市町村長を国の出先機関と見なす機関委任事務制度を廃止するわけである。たしかに、自治法改正案では従来の機関委任事務の規定がなくなっており、その意味ではこの理念は達成されているかのようである。

しかし、機関委任事務がなくなっても、その半分近くが法定受託事務という「機関委任事務まがい」になって残っていて、これまでの機関委任事務と同じく中央省庁の同意や指示、代執行という関与を受ける。さらに問題なのは、自治体の事務とされた自治事務についても、その全てが自治体の自由に任されているわけではなく、その多く(というより殆ど)が法令に基づき処理すべき「自治」事務になっているのである。自治事務については、当然、条例を制

### 目次

1	地方自治法改正一括法案の審議は入念に	1
2	各省庁のホームページの点検が必要だ	6
3	事務局より	10

定して実施することになるが、この条例制定権については「法令に反しない限り」という限定条件がついている。となれば、それぞれの法律でどのような書き方になっているのかを点検しなければ、この自治事務が「本当の自治事務」か「隠れ法定受託事務」であるのかわからない。しかも、この自治事務については、所管大臣は是正要求を出すことが出来、自治体はそれに従わなければならないのである。

#### 水質汚濁防止法改正案の例

広辞苑3冊といわれている一括法案の内容をすべて点検するには時間がかかるが、一例をあげれば、環境庁所管である水質汚濁防止法については、総量削減計画の策定は都道府県の自治事務となった。ただし、都道府県は国と事前協議を行い、国の同意を必要とするという条件がつけられていた。これは、分権推進委員会の第2次勧告に盛り込まれた内容であるが、昨年5月に閣議決定された地方分権推進計画でも、計画策定は自治事務とし、内閣総理大臣の計画承認については同意を要する協議とすることとなっている。

今回の一括法の中の水質汚濁防止法改正では、計画承認を同意を要する協議と改めることは確かに盛り込まれているが、肝心の自治事務とするということは法文上はどこにも見あたらない。見あたらないだけでなく、改正案でもその第4条の3では、「都道府県知事は……総量削減計画を定めなければならない」という条文が依然として生きているのである。変わったのは、定めるときに内閣総理大臣の承認が必要となっていたのが、「協議し同意を得なければならない」となったことだけである。これで、本当に自治事務になったのであろうか。

ここではこの計画策定の必要性の是非を論じているわけではない。策定は必要だと思うが、これを自治事務としたのであれば、「定めることが出来る」とし、定めることが出来るのに定めない都道府県に対しては、地元の議会なり住民が突き上げるという仕組みが本来の姿ではないのか、それが分権社会の姿ではないのかということである。

こうした発想の転換がないから、法体系は従来通りとなり、機関委任事務とされていたものの多くが法定受託事務となっているわけである。現行水質汚濁防止法は15条で「都道府県知事は汚濁の状況を常時監視しなければならない」と義務づけているが、

この監視事務は法定受託事務として残り、改正案では、さらに15条の2として、その結果を環境庁長官に報告しなければならないと一層の縛りがかけられている。

また、22条「報告及び検査」というところでは、これまでは知事が施設設置者に報告を求め、また、立入検査を行うこととなっていたのを、「環境庁長官または都道府県知事は……」と環境庁長官も直接出来るようになった。この直接行為は「緊急の必要性があると認められる時に行う」と一応の縛りは掛けているが、この緊急性を認めるのは都道府県ではなく環境庁であるから、事実上の縛りにはならない。

ついでいえば、自治事務に関しては今回の自治法改正案は所管大臣の自治体に対する是正要求権を認め、自治体はそれに従わなければならないこととなっている。是正要求が不服ならば係争処理委員会に持ち込んで審査・勧告を仰ぐことになるが、この水質汚濁防止法のように直接執行権が認められている場合には、自治体として対抗する手だてが全くない。法定受託事務については代執行という手だてがあるものの、その発動にはそれなりの手続きが決められている。ところが、この直接執行にはなんの手続きも定められていないのである。

こう見ていくと果たして自治事務とは何だろうかという疑問にとらわれる。もちろん、これは水質汚濁防止法だけの問題ではない。ほんの一例にすぎず、たとえば「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関しては、産業廃棄物処理計画の策定が都道府県の自治事務となったのであるが、都道府県は計画を「定めなければならない」し、それは厚生省令で定める基準に従わなければならないと、そこに盛り込む項目も法定されている。しかも、厚生大臣は都道府県の計画が厚生省の基準に合わないと認めるときには変更命令を出すことが出来るのである。発想は、水質汚濁防止法と全く同じであり、これが自治事務といえるのだろうか。これで上下・主従の関係が対等・協力の関係に改まったといえるのであろうか。

以上いくつか指摘したことについては、おそらく、もうそれは分権推進委員会でさんざん議論して決着したことだ、それらはすべて推進委員会の勧告に盛り込まれているし、昨年5月には推進計画として閣議決定されている、と反論があるだろう。しかし、それはあくまでも行政内部の話にすぎない。国会で審議をするのであれば、推進委員会の議論にとらわ

れず、ここまで厳しい縛りを掛ける必要があるのかという「そもそも論」に立ち返って審議をしなければ、国会審議の意味はないといっているのである。

#### 条例制定権は拡大するか

今回の機関委任事務の廃止に伴って、自治体の条例制定権が拡大し、住民自治の道が拓けていくことが期待されていた。原理原則上は、自治事務については条例は（法律に反しない限り）制定できるし、法定受託事務についても、法令の明示的な委任があれば出来るということになっている。また、自治法改正案第14条には「義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と、これまでの要綱行政に歯止めを掛けている。

しかし、さきほどの水質汚濁防止法の例で見ると、排水基準は総理府令で定められており、都道府県は特に必要がある地域については条例で限度よりも厳しい基準を設定することが出来るが、これは予め環境庁長官に通知し、環境庁長官は特に必要があれば都道府県に変更勧告が出来るという仕組みとなっている。今回の改正案では、基準の設定は法定受託事務であるから、この仕組みはそのまま残り、何の変更もないのは当然かも知れない。

一方、自治事務とされた削減計画の策定については、先ほど見たとおり策定の義務は残り、しかも、その計画に盛り込むべき項目は法律で決められている。自治事務といえども、法律に反した条例は制定できないから、これも今まで通りの運用とならざるを得ない。

水質汚濁の防止という問題は、誰にとっても重要な問題であるから、これはこれでいいではないかという意見が出てくるだろう。しかし、どんな法律も立派な目的が掲げられており、それを分権社会のなかでどう実現していくか、どのような新たな仕組みをつくるかという問題が、今回の地方分権論議の焦点であったはずである。おそらく、まちづくりでも地域福祉でも、結局、現状を大きく変えないための最小限の法律改正になっているのではないか、と思われるのである。

#### 分権推進の足がかりをつくれ

繰り返しになるが、水質汚濁防止法を取り上げた

のは、政策的な是非を論ずるためではなく、これまでの法律がどのように変わるのかという一例として取り上げただけである。しかし、これで見ると、都道府県の自治事務とは全く実体のないものにすぎず、上下・主従の関係が改まるわけがない。条例制定権が拡大するわけでもない。これでは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」という一括法案の表題が泣こうというものである。

この一括法案は475本の法律改正案をひとまとめにしたものであるから、それぞれの条文は他の条文と何の関係もない。したがって、ある条文を削り、ある条文を修正し、また、なにか新しい条文を付け加えたところで、全体の体系が崩れるものではない。となれば、国会では、全て一括の審議・採決ではなく、逐条毎に審議を行って、これは賛成、これは修正、これは削除と順々に審議を進めて行くべきである。全ての条文について点検作業を行い、改正または非改正の理由を問いただし、改めるべき点は改めるというのが、国会審議の役割ではないかと思う。

国会審議で必要なことは、現在の政策体系を今後どう変えていくのかという個別の政策論議である。環境問題、福祉、教育、産業政策、土地利用、まちづくりなど、それぞれ政策によって対応も違ってくるだろう。それを洗い出して、どこから手を着けるべきかを明確にすることである。また、法律あるいは政令で中央省庁に広範な裁量権を認めているものをとりだして、その運用方針を問いただし、これが文字通り「地方分権推進を図る」運用となるようなタガをはめていくことだと考える。よくあるような、政府委員から条文の解説を聞いて納得するような質問は一切やめて、ともかくも提出された法案を足がかり、手がかりとして、一步でも地方分権の実現に役立つような言質を引き出す工夫が必要である。

さきほどの水質汚濁防止法の例でいうならば、自治事務になっているのに義務づけしている条項を外すことが一番望ましい。それがどうしても難しいというならば、その理由を問いただし、しかも、分権実現のためにはどのような運用方針が望ましいかを議論することである。特別委員会で一括審議を行う予定と聞いているが、とてもそのような審議方針ではこうしたことは実現できないだろう。

法案の成立は急ぐ必要はない

法案をまとめた当事者としては、作ったからには一刻も早く国会を通過させ、実施に移したいだろう。しかし、個別に点検を行い出すと、次から次へと疑問が湧いてきて、收拾がつかなくなることをおそれる向きもあるだろう。しかし、なにも今国会通過にこだわる必要はないのではないか。情報公開法のように新しい制度を設ける法案であれば急ぐ必要はあるが、この一括法案は、乱暴に言えば、なにも大きな変化をもたらさないのであるから、急ぐ必要はない。

また、近々、中央省庁再編関連の法案が国会に提出されてくる。それが通れば、2001年1月1日から中央省庁の名前などが変更になる。そうなると、この一括法案に書き込まれた中央省庁の名前が変更になり、再度法案を提出しなければならなくなる。むしろ、中央省庁再編が決まった後で、法案を書き直し、2001年から同時にスタートの方が合理的なのではないか。

問題は、名称変更だけではない。国と地方との係争処理にあたる委員会は、自治法改正案では総理府におくこととなっているが、これが中央省庁再編後はどこに置かれるのであろうか。内閣府になるのか、総務省になるのか、いまのところなにも情報はない。そもそも総務省と内閣府との区分けが曖昧なわけであるが、少しでも各省庁から中立的な色彩を与えようとすれば内閣府に置くことが妥当だろう。しかし、こうした議論を国会でするには、中央省庁再編問題が一件落着していなければならない。その意味からも、この自治法改正案は急いではいけないのである。

議員の自覚を望む

しかし、現在の国会の状況は著しく悲観的のようである。与野党ともに今回の一括法案に関心を示している議員は殆どいないとのことである。また、都道府県の団体である知事会も、自治省に楯突くような意見を出すわけがない。有力な都道府県は現在選挙中で、とてもこのような問題に首を突っ込む状況ではない。地方分権推進委員会も機能を停止しているし、当事者でもあったわけであるから、意見が言える立場ではない。となると、この日本にはどこにもこれを点検しよう、少しでもいいものにしようとする組織がないことになる。誠に情けない状況で

あるとしか言いようがない。このまま推移すれば、法案はろくろく吟味もしないまま殆ど無修正で国会を通過することになるのではないか。

抜本改革の議論を急げ

仮にこの法案が成立しても、残念ながらこれで分権が実現することにはならない。自治法本法の改正案も、前号で島田氏が指摘したような問題がいくつもある。一方、地方財政は破綻し、行政サービスの切り詰めが進むだろう。税財政をも含めた全体としてのシステム改革がどうしても必要となるだろう。

本年2月に発表された経済戦略会議の答申では、2003年までに日本経済を安定成長軌道に乗せて、2003年から本格的な構造改革に着手しなければならないと述べているが、その時迄に経済が安定成長軌道に乗るかどうかは別として、その頃までに中央・地方の財政は泥沼に落ち込んでいることは多分間違いない。

そのときになって、あわてて改革案の議論を始めても間に合わない。そのときまでにどのような改革案を準備し、提示できるかがこれからの課題である。これまでの地方分権推進委員会の議論や中央省庁再編についての行政改革会議の議論、あるいは財政構造改革会議の議論を総括し、これらを総合した大きな改革案を作り出す必要がある。

すでに、これまでの自治法とはガラリと変わった自治基本法案の議論も行われているし、また、国民会議ではかねてから連邦制への移行の議論を提示している。ひとによって少しずつ意見は異なるが、これまでの中央集権体制を抜本的に改革しなければならないと言う点では同じである。今後、さらに議論を行って、具体的な案にまで持っていくことが急がれる。

その意味から、国会におけるこの地方自治法一括法案の審議を機会に、少しでも議論の足がかりが出来ればありがたいし、また、入念な審議によってその役割を果たしてもらいたいのである。

(参考)

関係各省庁の改正法律の数

例

総理府	5	動物保護法 明日香保存法 古都保存法
公正取引委員会	1	不当景表法
警察庁	1 2	道路交通法 古物営業法 風営法 銃刀法
公害等調整委員会	1	公害紛争処理法
金融再生委員会	2	金融機能再生緊急措置法 金融機能早期健全化法
総務庁	4	国家行政組織法 統計法 恩給法 総務庁設置法
北海道開発庁	2	北海道開発法 北方領土解決促進特別措置法
防衛庁	6	自衛隊法 安保特損法 土地使用特措法 設置法
経済企画庁	3	物価統制令 買占め売惜しみ緊急措置法
環境庁	1 8	鳥獣保護法 温泉法 水質汚濁法 自然環境保護法
国土庁	3 7	国土調査法 首都圏整備法 山村振興法
法務省	1 4	民法 破産法 信託法 戸籍法 外国人登録法
外務省	2	旅券法 旅券法一部改正法
大蔵省	1 6	国有財産法 相続税法 補助金適正化法 地価税法
文部省	2 1	教職免許法 地行法 私立学校法 図書館法
厚生省	9 1	健康保険法 児童福祉法 食品衛生法 医療法
農林水産省	6 8	農地法 農振法 農協法 食糧法 種苗法 漁業法
通商産業省	4 5	商工会議所法 大店法 工場立地法 訪問販売法
運輸省	1 9	鉄道事業法 空港整備法 港湾法 船員法 海難法
郵政省	1	電気通信事業法
労働省	3 0	労働基準法 労働組合法 最低賃金法 育児休業法
建設省	5 0	都市計画法 河川法 建築基準法 公営住宅法
自治省	2 2	地方自治法 地方財政法 地方税法 公職選挙法
計	4 7 5	

注：例として掲げた法律は、重要度などは一切関係なくアトランダムに抜き出したものである。法律の略称も正式なものと突き合わせはしていない。

事項別改正法律の数

機関委任事務の廃止に伴う改正	3 5 1
関与関連規定の整理	1 9 1
権限委譲規定の整理	3 2
必置規制の整理	4 0
手数料規定の整理	6 3
その他の改正事項	1 7 0
計	8 4 7

注：事項別改正法律の数は、同一法律において複数の事項を改正している法律があるため、合計数は改正法律数の総計に一致しない。

---

## 各省庁のホームページの採点が必要だ

---

はじめに

懸案であった情報公開法が、今国会でどうやら成立しそうであるのは誠に喜ばしい。しかし、多少乱暴な言い方をすれば、情報公開法は使わないで済めばそれに越したことはない。つまり、行政情報が、わざわざ請求しなくても自由に入手出来ることが望ましいわけである。

そうした観点からすると、最近、各省庁がインターネット上にそれぞれホームページを開設して、情報提供を始めたことは大変な進歩である。昔に比べると、かなりの情報が居ながらにして入手できるようになった。しかし、何でも自由に入手できるわけではない。省庁間にも大きな差があるようである。

今年初めから3月にかけて、データを集中的に集める作業を行ってきた。その過程でかなり各省庁のホームページを何度も訪れることになった。狙ったものが出てきたこともあれば、なぜこんなデータがないのかと腹が立ったこともある。

もう少し、ホームページが役に立つようになるには、われわれユーザーが声をあげなければならないと思うし、なにがしかの基準を設けて各省庁にデータ公開・提供を強制する必要があるとも思う。

以下、系統だった分析ではないが、各省庁のホームページ改革の作業のための材料を、メモ書きの形で記すことにしたい。

### 国会提出法案がわかるか

国会にどのような法案が提出されているかの一覧は、衆院のホームページで見ることが出来るが、表題だけで肝心の中身はわからない。内閣提出法案については各省庁のホームページで調べることが出来るが議員立法だとそれもできない。たとえば借地借家法の改正案が昨年6月に提出され、今年から衆院法務委員会で審議中となっているが、この法案については法務省などのホームページでは一切触れていない。しかし、自民党のホームページでも見つからず、

結局、法案提出者の保岡興治議員のホームページまで行かなくてはならなかった。

では、内閣提出の法案なら簡単に調べられるかという、必ずしもそうではない。たとえば、法案は必ず閣議決定されるから、閣議決定から調べようとしても、閣議の案件は開催日ごとに項目だけはすべて掲げられてはいるものの、閣議開催の目次は日付だけが羅列されていて内容検索は一切出来ず、一々開いてみなければならない。たとえば、男女共同参画社会基本法案を見ようとすると、衆議院の議案一覧を開いて国会提出日(2月26日)を確認し、再び閣議一覧に戻ってその日の閣議を覗くことになる。あけてみると、法案として閣議決定されたことはわかるが、リンクが張られていないので、その内容はまた探さなければならない。

男女共同参画社会基本法案の場合は、総理府の男女共同参画室があって、そこを開けばジェンダーインフォメーションというページが出てきて、その目次に法案が出てくるのでそれをクリックすれば一件落着であるが、これは3月末の話であって、小生の記憶が確かならば、3月はじめ(3月9日)には法案は目次には載っておらず、目次の上にある小さなWhat's Newという印をクリックしてようやく見つけた覚えがある。本来ならば、このWhat's Newの内容を表に出して、常設展のようなものは適当に大括りしておくべきではないか。順序が逆なような気がする。

男女共同参画社会基本法はまだ見つかったから良い方である。たとえば外国人登録法の一部改正案が国会に提出されており、これが3月9日に閣議決定されたことは、上述の手続きで容易に見つける。しかし、その閣議案件のリストから法案の担当は法務省であると書いてあるから、法務省のホームページを訪れてみると、赤煉瓦の建物の写真がドーンと出てきて、まことに立派な玄関口なのだが、どこから入っていったらいいのか、入り口が見あたらない。

左側にはなにやら図があるようだが、小生のソフトでは対応できないらしい。よく見ると、その図らしきもの下に小さく各場所へのリンクが置かれている。図が表示できるソフトがある人はこんな苦労をしなくてもいいのだろうが、ちょっと不親切ではないか。役所のホームページは誰でもが利用しやすいようにするのが第1だろう。

ところで、玄関から入管局に入ると外国人登録というコーナーがあるので、それを指定すると、外国人登録法の本文などいくつかのリストが出てくる。しかし、改正案はのっていない。入管局のどこを探しても改正案はない。大臣官房かも知れないと思って、そこを覗いてみても載っていない。要するに、改正案は法務省のページには載っていないようである。

なお、YAHOOやInfoseekなどで検索すると、この問題に取り組んでいる人のホームページが出てきて、解説や資料がふんだんにあり、法務省のページよりもはるかに役に立つ。しかし、それでも今回の改正案の概要や問題点は知ることは出来たが、法案そのものは載っていなかった。

話は脱線気味になったが、要するに、今国会に提出されている法案の一覧表は手にはいるが、その原本を入手するにはあちこちのホームページを走り回らなければならない。また、その努力は全て報われる訳ではないことははっきりした。大いに改善すべきことだと思う。

なお、別項でとりあげた地方自治法改正案及び一括法案は、どういう扱いになるのか興味津々である。ちなみに、昨年5月に閣議決定された地方分権推進計画も分厚いものであるが、自治省のページでは概要や要旨しか載っていない。どうせ電磁ファイルであるはずだから、圧縮ファイルで提供すべきだと考える。

#### 基本的な法令は載せるべし

国会に提出した法案だけでなく、重要な法律はすべてインターネットでアクセス出来ることが望ましい。法務省のホームページに外国人登録法の本文が

載っていることを紹介したが、どこの省庁も自分たちが所管する法律を載せているわけではない。また、法務省の外国人登録の問題も、政令や施行令などは載せていない。

先日、「官公需についての中小企業業者の受注確保に関する法律（1966年）」というのを探そうとして、どこにも見つからなかった。多分、中小企業庁が所管のようだが、この法律に基づき毎年閣議決定される「国の契約方針」はちゃんと載せているのだから、法律も参照できるようになればなおさら有難い。

各省庁に、所管する法令を全部ホームページに載せるというのは無茶な注文ではないだろう。政府刊行物センターに行けば、各省庁が監修してそれぞれ

小六法なる本を民間の出版社から出しているのだから、出来ないことではない。問題は、これまで商売のネタにしていたものを無償で提供したくないということだろう。しかし、こうした商売が成り立っていたこと自体がおかしいのであって、こうした基本的な情報は無償で提供すべきではないか。印刷したものをタダでよこせといっているのではない。法律、政令、省令、さらには通達その他規則・告示などはすべてインターネット上で公開すべしという規則を設けたら、行政の透明性も高まるのではないか。

ついでにいえば、総務庁には法令検索システムがあり、各省庁は使えるが民間には開放していないという噂を前々から聞いている。もし、そんな便利なものがあるのなら、一刻も早く開放すべきではないか。情報公開法が施行されたら、それを使った資料請求でもしてみようかと考えている。

#### 統計データの扱いは各省バラバラ

各省庁のホームページを覗くのは、法律を見るためよりも統計数字を探すことの方がはるかに多い。しかし、これがまた各省庁間で対応がバラバラのようである。

小生も必要に応じて覗くだけであるから、全てを網羅的にいうことは出来ない。いずれそうした調査

もしたいと思うが、まず、断片的なことだけを記すことにしたい。

#### 【郵政省】

まず、郵政省の統計は、小生にとっては割合使いやすかった。郵政統計というコーナーがあって、まあ大体のことは最新の数字が得られる。かつて、年刊の「郵政統計」がなかなか入手できなかったので、郵政省の公文書閲覧窓口に行き、省内の図書室に紹介してもらい、そこで無理を言ってコピーをとらせてもらった経験がある身としては、居ながらにして数字がコンピューター上で出て来るのは誠に有難い。ただ、小生が見つけただけでも、数字や表の転記ミスが2度ほどあった。ご愛敬と言うべきかも知れないが、気をつけてもらいたい。一度は郵政省に確認を頼んだのだが、ウンともスンとも言っていない。

なお、郵政省のホームページには電気通信白書が全文、図表も含めて載っている。各省庁も白書の概要などは載せているが、全文しかも図表毎載せるとするのは大変な進歩で、各省庁も是非見習ってほしい。電気通信白書はCD-ROM付きで売出されてもいるが、インターネットで自由に見ることが出来るとなると、3200円という価格は微妙なところである。

ついでに言えば、運輸白書がCD-ROM付きで2900円というのが一番安い。一番高いのが厚生白書で8000円である。厚生白書は「ぎょうせい」から出版されているから、こんなに高いのかも知れない。だとすれば、これは問題である。他の省庁はだいたい大蔵省印刷局なのだが、これが判で押したように5500円というもおかしな話である。情報に値段を付けるのは難しいが、こうした一連の問題は一度調査する価値がある。

#### 【日銀】

ついでに言えば、日銀の統計提供サービスもまずまずだと思う。毎月ホームページに発表される金融経済月報の金融統計は小生にとってはこれで十分である。また、過去の金融統計が主要経済金融データとしてCD-ROMで提供されていて、これが消費

税込みで1300円と安いのがなんといっても素晴らしい。ただし、かつて都道府県別統計書を出していたのが、これが打ち切りになった。これは、地域の財政金融状況が一覧として入手できる（小生にとっては）便利な統計書であった。これがインターネット上で引き続き入手出来ればいいのだが、それが出来ない。いろいろな事情があるのだと思うが、これは何とかしてもらいたいと思う。

#### 【通産省】

通産省はやたらに業種別の統計をとっていて、月々の生産・出荷動向のようなフローに関する数字は載っているようであるが、構造的な問題についてホームページで得られる情報は少ない。たとえば、石油会社各社の精製能力やガソリンスタンド数といった単純なものが、ホームページでは出てこない。資源エネルギー庁のホームページには、石油のページなどといって、基礎データを提供するコーナーがあるが、ごく一般的なことしか書いてない。また、石油審議会に提出した資料をそのまま載せているものもあったが、資料を画像ファイルにしているために、プリントアウトして見ると実用にならない。たとえば、資源エネルギー庁は自ら監修して石油資料という統計書を石油評論社から毎年2000円を出している。こうした商業出版で提供するものとホームページで提供するものと、どのような仕訳をするのが妥当なのか、大いに検討の余地がある。

#### 【農水省】

農水省のホームページは不思議なページである。たとえば、農水省のページで基本統計の欄を開くと、食糧庁の欄があって、そこには「平成9年度米の主要品種別作付け見込み」が一番最新のデータとして掲げてある。しかも、それをクリックしたら、Not Foundと断られてしまった。ところが、別に食糧庁のホームページに行く道があって、そこから食糧庁のホームページを開くと、こめに関する最近のデータが掲載されている。それなりにしっかりしたページである。一体、どうなっているのだろう。

なお、これまでの農業基本法に代わる新しい食料・農業・農村基本法案は3月9日に閣議決定されたのだが、農水省のページにはその法案はのっていない。基本政策・制度などという立派なコーナーがあるのでそこを覗くと、新農基法関連コーナーがあるが、審議会の答申などはあるものの法案などはない。よくよく見てみたら、そこは2月2日に更新したままであった。3月の閣議決定内容が載っていないのも無理はない。

かつて農業関係者と議論したとき、農業は工業と違って1年1回のサイクルで動いているのだと自慢されたが、情報の更新だけは頻繁にやってもらいたい。そのくせ、昨年暮頃に新聞に減反政策を見直すという報道が行なわれたことに対しては、断じてそういうことはないとわざわざ大きな宣伝文を載せているのだから。

#### 【厚生省】

厚生省のホームページでは厚生省統計調査一覧というページがあるが、そこに掲げられている統計にはリンクが張られていないので、また、新たに探さなければならない。唯一の例外が食中毒発生状況の統計で、これだけはこの一覧にある名前をクリックするとちゃんと統計が表示される。0157関係でこのようなサービスを始めたのだろうが、他の統計にもやってもらいたい。たとえば、建設省では実施統計一覧というページには、概要とか 年度とかの欄があって、それをクリックすれば用が足りるようになっている。厚生省も見習うべきであろう。

厚生省のページでは、保育所のことを調べようと思ったのだが、政策別の仕訳がないのでなかなか探しにくい。社会福祉施設等調査とかを引っかき回せば見つけることができるが、もう少し探しやすいように工夫できないだろうか。情報検索システムもあって、これはこれでなかなか強力なのだが、逆に細かいものが一挙に出てきて、絞り込みが難しい。むしろ、広島在住の女性が個人で開いているホームページを見た方が、問題点を把握するためには早い。年金や医療保険の改定の宣伝には厚生省は熱を上げ

ていることがホームページからも良く分るが、所管していることについては基礎的なデータや情報はわかりやすく提供すべきだと考える。

#### 【運輸省、総務庁】

運輸省のページを覗いたのは、トラック業者やタクシー業者の数などを調べるためであったが、輸送実績などの数字はあるが、こうした構造的なことについての数字は掲げていないようである。もちろん、運輸省は「陸運統計要覧」といった統計書を出しているのだから、やろうと思えば出来るはずである。

また、運輸省のホームページは最初の画面が全部表示されるまでにえらく時間がかかる。どこかの省庁でも同じような経験をした覚えがあるが、見る方は急いでいるのだから、表紙絵などにあまり凝らなくてももらいたい。もっとも、総務庁ホームページで行政管理局のマークは役人(らしきもの)がタバコをくわえている妙な図であるが、別に嫌煙権を主張するわけではないが、この絵はやめた方がいいのではないか。

ついでにいえば、この行政管理局のページを開くと管理局の仕事の中身が行政改革関係であることはわかるが、そこに掲げられている資料は少し前の橋本内閣時代のものが多く、いま現時点で行革の焦点はなにかということ、まったくわからない。まさしく、たばこをふかしている役人の絵そのままの内容となっている。たしかに、中央省庁再編などは総理府内の推進本部の仕事となっているが、せめてリンクくらい張ったらどうだろうか。縦割り行政は正は、こうしたことの積み重ねから生まれるのではないか。

#### 【労働省、文部省】

意外に使いやすく機敏なのが労働省のホームページである。基本統計は一所にまとめてダウンロードしやすくなっているし、更新したものは更新したとの印もついている。また、国会提出の法案もせているし、3月26日に閣議決定された地方分権関係一括法案も、労働省に關係する部分はちゃんと載せ

ている。他の省も少しは見習った方がいいのではないか。あるいは、所管事務が少ないから、こうしたことが出来るのだろうか。

文部省も、基礎的な統計については一カ所にまとめてあり、閲覧やダウンロードするには便利な仕組みとなっている。小生が使うにはこれでほしい間に合う。

#### 【自治省】

これに反して、自治省のホームページは、ゴタゴタしているだけで、全く役に立つ情報がない。なによりも、地域振興券のような馬鹿げたものについては専用のコーナーがあるが、地方自治法改正関係のコーナーがないのはどうしたことだろうか。以前は閣議決定等というコーナーが生きていて、そこには自治省関係の閣議決定の内容や官報に記載された政省令なども載っていたのだが、昨年4月でこの企画は打ち切りでそのまま更新されずにいる。便利なコーナーただだけに、惜しいことだと思う。

ところで、地方関係の統計情報だが、ニュースリリース的なものとは2次加工した簡単なものは掲載されているが、基本的な統計数字はきちんとした形では一切載っていない。そのくせ、地方財政白書、地方財政統計年報、市町村別決算状況調とか行政投資とかの統計書を多数発行し、小生としては泣く泣くそれらを買わされているのである。これらの統計書は、殆ど地方財務協会という財団法人から出版されている。

たとえば地方財政統計年報の編集は地方財政調査研究会という怪しげな研究会の名前となっているが、この研究会は自治省の財政局指導課内と別の統計書には明記してある。こんなものが、7905円+消

費税=8300円で売られているのである。市町村決算状況調ならば4500円である。行政投資の編集は大臣官房地域政策室で3300円であった(これは平成元年版で、いまは少し上がっているかも知れない)。

いずれにしても、こうした基礎的な統計を提供するのは税金で養われている公務員の任務であり、もし、それを印刷するとなるとロットが少ないから高くなるというのであれば、オンラインで提供すればよい。使う方は、安く早く、しかも加工に当たって再度入力の手間が省けていいことづくめである。他の省庁にも問題はあがあるが、自治省関係の統計だけは許せない気持ちである。

お願い

段々、腹が立ってきたところで、ひとまず筆を置くことにしたい。まだ大蔵省とか外務省などもあるが、又の機会にしたい。

いずれにしても、官庁のホームページをとりあげて、その改革を論じたものはまだない(または少ない)のではないか。であるならば、この小論を踏み台として、ゆくゆくはもっとしっかりした改革案を作らなければならないと考える。もちろん、ひとによってその利用目的は千差万別であるから、さまざまな注文が出てくるだろう。しかし、まず、注文を山積みして、それを仕訳けて筋道の通ったものに仕上げることが必要である。

読者の中にも、さまざまな経験を積まれた方々が多くおられると思うので、どうか、ご意見やお知恵を国民会議事務局までお送りいただくよう、お願いしたい。

(並河 記)

#### 《事務局より》

3月半ばで、ようやく受託の仕事が一段落して、事務局は正常勤務態勢に戻ることにになりました。年初以来、会の業務が手薄になっていたことにつきましては、心からお詫びいたします。今後とも、どうかよろしくお願いいたします。そのようなわけで、本号は2・3月合併号となりました。